

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

#### 4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1)輸入届出の確認、(2)モニタリング検査、(3)モニタリング検査以外の行政検査、(4)検査命令、(5)包括的輸入禁止措置及び(6)海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

・モニタリング検査の強化日から1年間を経過し又は60件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合は、通常の監視体制とする。

・検査命令の解除にあたり、2年間にわたり違反事例がないもの、又は1年間にわたり違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものとし、不検出基準に係るものも対象とした。

・新たな食品の検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響についてわかりやすく説明するよう努める。

#### 5 輸出国における衛生対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品衛生規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

・問題発生の未然防止の観点から、計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。

#### 6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な衛生管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項（別表2）、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品衛生に関する知識の向上等の指導事項を記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

・輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を4の(1)の検疫所の確認の際に活用する。

#### 7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び関係都道府県等の連携、実施の手順について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

・なお、平成22年度計画案において、違反事例の公表に関して、輸入者の名称・所在地については1年間とした。

・法違反が判明した食品等について、検疫所及び都道府県等は共に輸入者に行った指示に対し、措置状況の報告を求める。

#### 8 国民等への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等に提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)本計画に基づく監視結果の公表、(3)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

#### 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品衛生に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

・検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検において、本省は、地方厚生局の助言を得て試験検査等の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

(平成21年度)

1 意見交換会等の開催

(1) 厚生労働省主催の意見交換会等

平成21年度は、以下のとおり、計14回の意見交換会・説明会を開催した。

① 意見交換会型

テーマに係る説明や講演、パネルディスカッション及び会場との意見交換やワークショップの実施

テーマ	開催時期	開催場所	共催
食品添加物 (3回)	平成21年 7月 平成21年11月 平成21年12月	秋田 徳島 大分	食品安全委員会、秋田県 食品安全委員会、徳島県 食品安全委員会、大分県
食中毒 (2回)	平成21年 8月 平成21年 9月	広島 愛知	食品安全委員会、広島市 食品安全委員会、愛知県、 岡崎市
カドミウム (2回)	平成21年11月	大阪、東京	
輸入食品の安全性確保 (4回)	平成21年10月 平成21年10月 平成22年 1月	長崎 富山 大阪、東京	長崎県 富山県

② 現地視察型

横浜検疫所輸入食品検疫・検査センターや総合衛生管理製造過程承認施設等の見学

テーマ	開催時期	開催場所
HACCPに基づく衛生管理 (2回)	平成21年 8月 平成22年 1月	静岡 栃木
輸入食品の安全性確保 (1回)	平成21年 8月	神奈川

(2) 関係府省及び都道府県等主催の意見交換会等への参加  
担当官を講演者、パネリスト等として派遣した。(計15回)

① 関係府省主催の意見交換会等への参加

・カンピロバクター・ジェジュニ/コリ(食品安全委員会) 2回  
・体細胞クローン(農林水産省) 11回 計13回

② 都道府県等主催の意見交換会等への参加

・食品安全セミナー(秋田県) 1回  
・食の安全フォーラム(山形県) 1回 計2回

2 情報の発信

(1) ホームページによる情報発信

厚生労働省のホームページ上の「食品安全情報」において、報道発表資料、食品の安全に関するQ&A、審議会等の会議資料、食品安全に係る施策の情報などを掲載している。平成21年度は、ホームページの掲載内容について、より分かりやすいものとなるよう、整理を行った。

「食品安全情報」URL:

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

(参考) 平成21年度ホームページ閲覧回数

タイトル	閲覧回数(回)
食品安全情報トップページ	832,427
分野別施策	1,483,235
意見交換会	43,101
パブリックコメント	39,344
Q & A	65,334
消費者向け情報	35,474
事業者向け情報	63,411
医師・医療機関向け情報	10,162
コーデックス	13,953
パンフレット	18,297
子供向けサイト	19,003
食品衛生法違反食品回収情報	147,108
食品健康被害メール窓口	12,916

(2) パンフレット等の作成・配付

食品の安全に関する各種パンフレット等を作成し、都道府県等を通じて、また、意見交換会等の場を通じて幅広く配付した。なお、これらのパンフレット等はホームページにも掲載し、ホームページからも入手できるようにしている。平成21年度は、以下の内容のパンフレット等を作成・改訂した。

- ・「食品の安全確保に関する取組(改訂版)」
- ・「正しく知ろう! 食の安全 食中毒を防ぐ(小学校高学年用)(改訂版)」
- ・「正しく知ろう! 食の安全 食中毒を防ぐ(指導用)(改訂版)」

- ・「これからママになるあなたへ」
- ・「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」

### 3. 意見募集(いわゆるパブリックコメント)の実施

「平成22年度輸入食品監視指導計画(案)」、「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正(食品中のカドミウムの規格基準の一部改正)」、など計47件の意見募集を実施した。

### 4. 関係府省との連携

4府省(内閣府食品安全委員会、農林水産省、環境省、厚生労働省)のリスクコミュニケーション担当官連絡会議を月2回程度の頻度で開催し、情報交換を行うなど、関係府省が連携してリスクコミュニケーションの推進を図っている。

なお、平成21年9月より消費者庁がオブザーバーとして参加している。

### 5. 関係団体の会合における講演や意見交換

消費者団体や食品関係団体等が開催する会合に担当官が参加し、講演や意見交換を行った。(計107回)

### 6. その他

#### (1)リスクコミュニケーション担当者の研修

国立保健医療科学院食品衛生管理コースにおいて、リスクコミュニケーションに関する科目を設け、都道府県等の食品衛生監視員に対する講習を実施した。

#### (2)食育

- ・ 第4回食育推進大会(平成21年6月、島根県島根市・内閣府主催)に参加し、パンフレットの配付等を行った。
- ・ 平成21年度健康教育行政担当者連絡協議会(文部科学省主催)において、自治体の学校給食関係者に対し、食品添加物に関する説明を行った。

#### (3)子ども霞が関見学デー

平成21年度子ども霞が関見学デー(平成21年8月)において、「ゲームで学ぶ食の安全」を2日間にわたり開催し、小中学生(239名)を対象にゲームを通じて食品の安全について学ぶ機会を設けた。

#### (4)食品安全モニター

内閣府食品安全委員会の依頼を受けた「食品安全モニター」の報告のうち、食品安全部の所掌事務と関連するものについては、当部で回答を作成して内閣府食品安全委員会事務局に提出した。

また、食品安全モニター会議に担当官が出席し(10回)、食品安全部の所掌事務と関連する質問等に対応した。

### 1. 意見交換会の開催等

全国各地で消費者等を対象に輸入食品等の安全性の確保等をテーマとする意見交換会を適宜開催する。

### 2. 情報の発信

#### (1) ホームページの充実

「食品安全情報」を利用しやすく、分かりやすい内容となるよう努める。また、厚生労働省動画チャンネル「YouTube」を活用する。

#### (2) パンフレット・DVD等の作成・改訂

食品の安全性の確保のための取組を紹介するパンフレット等を作成・改訂し、ホームページからダウンロードを可能とするなど利用を促進する。

### 3. 意見募集(いわゆるパブリックコメント)等の実施

規制の設定又は改廃等に係る意見募集(いわゆるパブリックコメント)及びその結果の公表を着実に実施する。

### 4. その他

#### (1)関係府省、都道府県等、関係団体主催の意見交換会への参加

#### (2)関係府省等との連携、消費者団体・事業者団体等との交流の促進

#### (3)リスクコミュニケーション担当者への研修、子ども向けの情報提供、モニター制度の活用、情報の公開などの実施